

文化財活用の可能性

文化庁 山下 信一郎

1 はじめに

わが国では、それぞれの地域において、豊かな歴史の中で様々な文化財が育まれてきました。文化財は地域や国の歴史や文化を理解する上で欠かせない存在です。文化財は、現在の人々が暮らしていく中で、来し方行く末を考える際の手がかりとなり、地域の人々の心の糧・拠り所となるものです。さらに、文化財は地域のシンボルとして人々が集い、地域内外の観光資源ともなり得ることから、地域社会にとってなくてはならない貴重な資源です。したがって、文化財をしっかりと保存し、維持管理、整備、活用をすることが、地域社会の持続的発展に繋がります。文化財を保存・活用することが地域社会の向上発展をもたらし、それが文化財への投資を生み、さらに保存と活用が進展していくということが期待されます。ここでは、保存と活用からなる文化財保護の仕組みを整理した上で、埋蔵文化財をはじめとする文化財活用の可能性を考えていきます。

2 文化財保護の仕組み

保存と活用は両輪 文化財の保存とは、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること、活用とは、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に生かすことです。文化財保護法では、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)と謳い、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。」(第4条)としています。文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼし合い、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではありません。

保存と活用の好循環の創出 文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、未来の世代が、文化財の魅力や価値を享受し活用できるようにするためにも、計画的な修理・管理など文化財の適切な保存が必要です。また、文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域社会の維持発展に不可欠です。さらに、文化財を核にした取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創生へと還元していくことが近年重視されています。文化財の持つ力＝「文化力」によって地域社会を元気にしていくことです。

文化財の類型と文化財保護の流れ 文化財保護法では、「文化財」として6類型を定義しています。①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群です。このような種類毎の分類ではなく、文化財の存在形態に着目した分類として、土地に埋蔵されている文化財を⑦埋蔵文化財と定義しています。埋蔵文化財は、建物跡等の遺構及び土器・瓦などといった遺物からなるものです。

保護の流れは文化財の種類や状況によって事情が異なりますが、Ⅰ. 調査・保存、Ⅱ. 管理・修理(復旧)、Ⅲ. 整備・活用の3段階に分けてみます。Ⅰでは、文化財としての価値や範囲を明らかにするための調査を行い、重要なものを選択し、指定・登録していきます。Ⅱでは、指定・登録された文化財に対して、保存のための修理など種々の措置を行います。そしてⅢでは、文化財の価値を次世代へと確実に伝え、さらに現代生活にも活かすため、整備・活用(公開など)の取り組みを行います。

総合的かつ計画的な文化財保護行政 保護を進める際、各地域の文化財全体を総合的に把握することが大切です。埋蔵文化財を含めた各分野の文化財は地域社会に相互に関連して存在しますから、地域の特性に基づき総合的に把握することが大切です。その上で、文化財の保護に対する基本的な考え方や筋道を明示していくことが必要です。近年、過疎化や少子高齢化を背景として、文化財の滅失、散逸の危機が生じるなか、地域のまちづくりの核として、社会全体で文化財の継承に取り組む必要があるとして、平成30年に文化財保護法が改正され、都道府

県が文化財の保存・活用に関する総合的な大綱（文化財保存活用大綱）を、市町村が総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を策定できることや、文化財の所有者・管理団体が個々の文化財の保存活用計画を策定できることが定められました。これらの計画に基づいた保存・活用の推進が期待されます（「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」文化審議会。平成29年12月）。

近年の様々な活用の試み 近年では、ユニークベニュー（特別な会場）、リビングヒストリー（歴史体験）といった手法を用いたり、AR（拡張現実）、VR（仮想現実）等の先端技術を利用したりした文化財活用の試みが多くなされています。平成30年には、文化財活用の促進をめざして文化財活用センター（独立行政法人国立文化財機構）が設置されました。文化財複製と、文化財への興味や理解を深めるための教育プログラムをセットにして貸し出しを実施し、学校の授業やミュージアムでのワークショップ、教員研修などでの活用を応援する事業などが行われています（「ぶんかつアウトリーチプログラム」）。

3 他分野文化財の全国的な活用事例－美術工芸品・建造物を中心に－

美術工芸品 文化財の種類によってその活用の在り方は異なります。有形文化財の場合、文化財保護法に公開に関する規定があるように、活用の最も基本は、現物の公開展示になります。但し、美術工芸品の多くは、木や紙、絹などの脆弱な材質によって構成されており、温度及び湿度の変化や紫外線等により損傷劣化が生じやすく、公開することによって、文化財への負荷をかけることは避けられません。その負荷の累積値をいかに減らしていくかという努力が保存と活用、保存と公開のバランスをはかることになります。また、活用の際には、調査研究の成果や保存修理後の状況等も含め、文化財の価値を社会により広く、魅力あるものとして提示する必要があります。京博「東福寺展」（令和5年）では、五百羅漢図の隣に4コマ漫画をならべ、誰にでも理解できる工夫をしていました。全国の博物館では、収蔵品に因む製品を販売したり（ミュージアムグッズ）、キャラクター化して広報宣伝に用いたりすることも盛んです。昨年、東京丸の内にオープンした静嘉堂文庫美術館では、国宝曜変天目茶碗をほぼ実寸のぬいぐるみとして製品化し、評判になりました。博物館キャラとして、京博の「トラりん」、東博の「トーハクくん」はよく知られ、各地域の博物館でもユニークな存在があります。

建造物・伝統的建造物群 文化財建造物といえば、かつては近世以前の社寺、城郭などが対象でしたが、民家、近代建築、近代化遺産へと対象が広がり、伝統的建造物群や登録有形文化財の制度が創設され、保護手法が多様になりました。近年では、鑑賞の対象としてだけではなく、業務施設や商業施設、文化芸術活動やまちづくり活動の拠点となる文化財建造物も増えています。地域住民が所有者と協力して活用方法を検討したり、ボランティアやNPOが日常の管理、運営に参加したり、会社が設立されたりする事例も見られるようになってきました。基本的な活用方法は公開であり、外観を見せることに加え、建物内部の魅力を紹介することは、文化財への理解を得る有効な手段となります。もちろん、社寺や百貨店等の現役施設において、整備を改良し、使い勝手を工夫しながら、今まで通りの機能や用途を維持して、使い続けることも、活用の一つです。一方、民家の一部を喫茶店として利用したり、工場をショールームとしたりするなど、新しい機能や用途を加えることもあります（新しい価値の創出）。群馬県富岡市の旧富岡製糸場では、多様な価値と魅力を最大限に引き出すため、展示・公開、研究・教育の場、楽しむ空間をテーマとして、整備した施設をできる限り公開・活用していく方針とし、国宝・西置繭所の保存修理と耐震補強、そして活用するための整備が併せて行われ、注目されています。また、兵庫県丹波篠山市や千葉県香取市の重要伝統的建造物群保存地区では、地域活性化ファンドの投資を利用し、歴史的建造物を宿泊・飲食施設として再生させ、観光産業の振興につなげる取組が進んでいます。

4 埋蔵文化財の活用

埋蔵文化財の活用の重要性 現在、周知の埋蔵文化財包蔵地は、472,071箇所（令和3年）です。毎年、全国で約8,000件の発掘調査が行われ、出土した遺物量は、累計880万箱（令和4年）となり、出土資料の保管は各自



写真1 旧農場施設を改修した史跡安満遺跡（高槻市）のガイダンス施設



写真2 史跡安満遺跡（高槻市）のガイダンス施設の室内展示の様子



写真3 史跡安国寺集落遺跡での発掘体験（写真提供：国東市教育委員会）



写真4 ICTを活用した出前授業（写真提供：四日市市教育委員会）



写真5 出土品キャラによる文化財解説動画（写真提供：大阪府教育庁）



写真6 土偶をモデルにした「まいぶんTOY」の開発（写真提供：砺波市教育委員会）

治体にとって大きな課題でもあります。しかし、埋蔵文化財のうち、史跡等に指定されることによって保存・活用されるものはごくわずかに過ぎません。遺跡そのものの保存はできなくても、地域の歴史を物語る貴重な文化財です。地域の歴史の証人である遺跡の声に耳を傾け、往時の人々の生活や文化を理解し、そして、現在に生きる人々の営為に資するよう様々な活用していくことが必要です。文化庁では、「出土品の取扱いについて」（平成9年8月通知）、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月通知）、「埋蔵文化財の保存と活用ー地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政ー」（平成19年2月埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会報告）等により、出土品を含む埋蔵文化財の活用を推進しています。

活用に際しての所与の前提 埋蔵文化財の活用には、他の文化財類型とは異なる課題があります。伝来した美術品や街角に立つ建造物が可視的な状態であり、多くの人々にとって既知の存在であるのとは異なり、埋蔵文化財においては、地上の痕跡は既に失われ、遺構や遺物が埋蔵される状態として存在し、ほとんどの場合、目にすることができません。周知されていたとしても、過去の人々が生活した営為は忘れ去られ、発掘調査によって初めて現在人の目に触れ、その存在や具体相を知ることができます。発掘された遺構は理解しにくく、遺物も完形品ではない破片も多く、「見栄え」がよいものばかりとは限りません。また、発掘された遺構は、露天のままでは風雨や日光等により劣化・風化しますし、地下水等の影響もありますので、多くの場合、埋め戻して遺構を保護します。そもそも、開発に伴い記録保存された遺跡の場合には、遺構の一部を移築・切り取り保存することを除けば、その遺跡を物語る現物は、出土遺物しか残されていないこととなります。幸いにして史跡指定され、整備事業が行われる遺跡の場合も、遺構の保存が前提となりますから、遺構の露出展示は遺構の材質や環境などを勘案し条件が整った一部分に限定され、本物の遺構は保護盛土の下に保存することが多いです。それでは現地では遺跡の様子が分からないので、盛土した整備地盤上に往時の遺構の位置・形状の表示や説明板を設置していきます。このように、建造物や見栄えのよい美術工芸品に比べ、埋蔵文化財は、一般の方々にその存在や歴史的・学術的価値が伝わりにくい傾向にあり、その価値と重要性を人々に伝わりやすく伝えていく工夫がより必要です。

埋蔵文化財の活用の取組 全国の地方公共団体では、埋蔵文化財の様々な活用を展開しています。文化庁も、平成16年に補助事業を改訂し、埋蔵文化財の公開活用に必要な設備整備や、埋蔵文化財の普及、啓発に関わる事業への支援を図っています（現・地域の特色ある埋蔵文化財活用事業）。活用に向けた取組の前提としては、調査した埋蔵文化財を整理し、活用できる状態にしていくこと（調査成果を報告書として刊行、出土品を適切に整理、収蔵、研究者への公開に備えたデータベース化（参考 全国遺跡報告総覧）、収蔵、展示等を行う拠点（埋文センター）の整備など）があります。これらを前提として、以下のような取組が項目として挙げられます。



写真7 開発された「かりうち」キット
(写真提供: 奈良文化財研究所)



写真8 かりうち対戦試合 (写真提供: 奈良文化財研究所)



写真9 瓦片の一部を使用した史跡武蔵国分寺跡 (国分寺市) の堂間通路整備

【情報発信・広報】現地説明会、遺跡報告会、講演会等の開催。広報誌の刊行、YouTube 活用等、【展示もの】資料館等での資料の展示、貸出 (出前展示)、【授業もの】小中学校現場への出前授業、【体験もの】発掘調査体験、遺物整理作業体験、もの作り (土器・勾玉・埴輪など) 体験、生活体験 (衣食住の体験。食事、宿泊、火起こし、田植え・収穫など)、【イベント】縄文まつり、弥生まつりなど、【遺跡整備事業へ参加体験】木柵復元、竪穴建物の復元体験、【グッズ・キャラもの】遺跡や遺物に因むグッズの製品化、遺跡や遺物に因むキャラクター。

5 最近の埋蔵文化財活用の具体例

◆埋蔵文化財の整備活用事例 (写真1、2) 史跡安満遺跡 (大阪府高槻市) では、環濠内に位置する旧農場建物の本館等を存置し、ガイダンス機能を担う歴史拠点として改修、本館はレストランと休憩室、展示館はハンズオン展示のギャラリーと映像シアター、体験館は歴史体験室と多目的スペースを設置。

◆様々な体験プログラムを設定 (写真3) 史跡安国寺集落遺跡 (大分県国東市) では、活用事業として、発掘体験、稲作 (畑作) 体験、居住体験、弥生の暮らし体験を実施。発掘体験舎では原始古代の土器や石器を発掘する感動を肌で体験。別府大学考古学研究室との連携も。

◆市民や学生が集まり、縄文時代の研究実施 史跡下野谷遺跡 (東京都西東京市) では、中学生による縄文まちづくり提案「縄文給食」の実施や、市民・学生が集まり縄文土器片に種実や昆虫等の痕跡を探す活動を展開。

◆小中学校への出前授業 (写真4) 三重県四日市市では、出土品を持ち込み、ICTによる授業を実施。

◆出土品キャラによる文化財解説動画作成 (写真5) 大阪府では、コロナ禍対応として高校生と共同し、仏面と埴輪キャラの漫才による遺跡解説動画を作成。一過性としないため、事後学習のワークシートも用意。

◆「まいぶん TOY」の作成やワークシート「御物土器のナゾを解け!」 (写真6) 富山県砺波市では、土偶をモデルにした幼児向けの紙製教材を作成。また、小学生向けの市指定土器のワークシートの作成も実施。

◆出土遺物の研究成果に基づき古代遊戯のキットを開発 (写真7、8) 奈良文化財研究所では、出土土器の記号が盤上遊戯「かりうち」の盤面であると突き止め、現代のゲームとして復活。開発キット及び解説動画とあわせて、平城宮跡をはじめ古代遺跡を楽しく学べる。キットのデリバリーも可能で、歴史学習や修学旅行の事前学習、地域学習、世界文化遺産を学ぶ授業・イベントなどでの活用が期待。

◆検出遺構の情報に基づき出土遺物を史跡整備に使用 (写真9) 史跡武蔵国分寺跡 (東京都国分寺市) では、復元講堂の基壇東面外装、金堂・講堂間の礎敷・瓦敷通路遺構 (堂間通路) の復元に、出土瓦片の一部使用 (攪乱された堆積表土中から出土した遺物瓦を使用)。

◆継承をキーワードとし遺物を再利用して製品化 高輪築堤跡 (東京都港区) 継承の取組みを模索していた JR 東日本と、コクヨ「記憶のえんぴつ」とのコラボにより、出土木材を用いた鉛筆・鉛筆削りを製品化 (令和5年)。

6 おわりに

土地に埋蔵されている文化財という他の文化財類型にはない特徴を有する埋蔵文化財は、土地に根ざすという意味において、人間にとっては一番身近な文化財と言えます。そうした身近な文化財の活用をしていくことは、単に埋蔵文化財の保存・活用だけではなく文化財全体の保存・活用へと繋がっていく大きな可能性を秘めているものです。埋蔵文化財の保護の様々な担い手が、相互に連携・協力して文化財を保存し、活用し、整備していくことが大切です。そうして文化財の保存と活用の好循環が図られていくことを期待したいです。